

技能講習開催案内・再交付申請書の内容が一部変わります！

1. 申込み手続きで貼付いただきます本人確認書類が一部変わります。

- ・旧姓又は通称の併記の本人確認書類にマイナンバーカードを加えました。

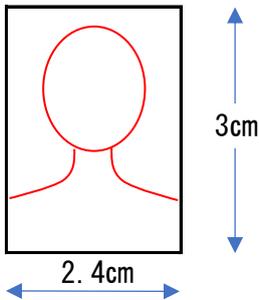
2. 申込書に貼付いただきます「写真」は証明写真でお願いいたします。

- ・労働安全衛生法では、政令で定める業務に就く際は、免許又は技能講習修了証その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければならないこと、またその資格を証する書面（技能講習修了証）の携帯が義務付けられています。

上記資格証がご本人の修了証と確認するための写真であるため、当会では「証明写真」を貼付いただくことといたしました。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、下記①～⑤のとおり貼付いただきますよう、お願いいたします。

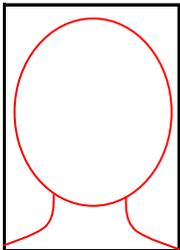
適正な写真



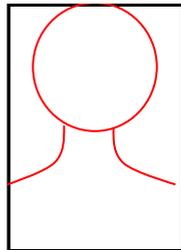
- ① 縦3cm、横2.4cm、申込前6ヶ月以内に撮影したもの
- ② 上三分身(胸から上)、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの
- ③ 証明写真に限る(スマートフォン、デジカメで撮影したものは不可)
- ④ 髪が目にかかっているもの、変色や傷があるものは不可
- ⑤ 写真裏面に氏名の記載をお願いします。

～不適切な写真例～

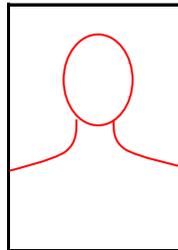
- ・次に該当する写真の場合は撮り直しをお願いいたします。



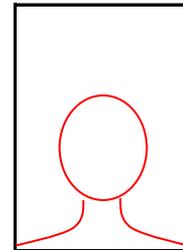
上三分身でないもの
(大きすぎるもの)



頭部又は頭頂部の
一部が途切れているもの



上三分身でないもの
(小さすぎるもの)



上三分身でないもの
(胸から上の写真でないもの)

- <その他>
- ・目が髪などで隠れている
 - ・目を細めたり閉じている
 - ・笑っているなど口を開けている
 - ・写真にキズ、汚れがある

- ・顔、目線が正面を向いていない
- ・眼鏡が光っていて目が確認出来ない
- ・写真が鮮明でない(かすんでいる)